

要保護準要保護就学援助費事務処理要領の新旧対照表

改正後		現行	
3 支給対象費目、支給対象者及び支給上限額		3 支給対象費目、支給対象者及び支給上限額	
費目	要 注	内 容	上限額(年額)
学用品費	○	児童生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品(鉛筆、ノート、絵の具、学習用紙等)の購入に係る経費。部活動、自主的な学習において使用する物品は対象外とする。	小学校 11,630円 中学校 22,730円
通学用品費	○	児童生徒が通学のため通常必要とする通学用品(通学用靴、雨具、上履き、帽子、制服等)の購入に係る経費。第1学年の児童生徒で新入学用品費が支給される者には支給しない。	小・中学校 2,270円
新入学児童生徒学用品費	○	新たに入学する児童生徒が、入学にあたって通常必要とする学用品及び通学用品の購入に係る経費。入学前又は4月末日現在設定している新入学児童生徒に支給する。	小学校 51,090円 中学校 60,000円
修学旅行費	○	児童生徒が参加する修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費、見学料並びに記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料、高野山経費、保険料等	小学校 22,690円 中学校 60,910円
校外活動費(宿泊を伴わないもの)	○	児童生徒が学校行事として実施される宿泊を伴わない校外活動に参加するために要する経費のうち、直接必要な交通費及び見学料	小学校 1,600円 中学校 2,310円
校外活動費(宿泊を伴うもの)	○	児童生徒が学校行事として実施される宿泊を伴う校外活動(修学旅行を除く。)に参加するために要する経費のうち、直接必要な交通費、宿泊費及び見学料	小学校 3,690円 中学校 6,210円
卒業アルバム代等	○	小学校又は中学校を卒業する児童又は生徒に対して、通常製作する卒業アルバム及び卒業記念写真又はそれらの購入費	小学校 11,000円 中学校 8,800円
オンライン学習通信費	○	ICTを通じた教育が、効果若しくは教育委員会が正規の教材として指定するもの又は正規の授業で使用する教材と同型と認められるものにより提供される場合のオンライン学習に必要な通信費(モバイルルーター等の通信機器の購入又はレンタルに係る費用を含む。)	小学校 12,000円 (1ヵ月当たり1,000円)
学校給食費	○	学校給食の実施のために保護者から徴収する学校給食費。ただし、給食を停止した場合や休校等により給食費が運付される場合の学校給食費は支給対象外とする。	小学校 257円×食数 中学校 321円×食数
医療費	○	学校保健安全法施行令第8条で定められた病気の治療のうち、本人負担分 (1) トラホーム及び結核療養 (2) 白せん、かいせん及び腫瘍療 (3) 中耳炎 (4) 慢性副鼻腔炎及びアデノイド (5) う歯 (6) 寄生虫病(虫卵保有を含む。)	小・中学校 実費

<p>(6) 年度の中途の支給時期          年度の中途に認定をした者（以下「中途認定者」という。）の学用品費、通学用品費及びオンライン通信費の支給上限額は、認定日の属する月の翌月分からの月割りとし、学校給食費は翌月1日以降の食数とする。</p> <p>オ <u>オンライン学習通信費</u>  <u>保護者は、オンライン学習を行うに当たって支払った通信費及び購入したモバイルルーター等の領収書を提出する。</u>  <u>教育委員会は、領収書により支給する額を決定する。この場合において、領収書の額が支給上限額を超える場合は、支給上限額を支給し、領収書の額が支給上限額に満たない場合は、実費額を支給する。</u></p> <p>オンライン学習通信費は、認定年度の前年度3月1日以降に契約したものを対象とする。</p> <p><u>中途認定者については、認定日の属する月の翌月以降に保護者が負担した経費を対象とする。</u></p> <p><u>なお、年度の中途において転出、認定取消又は認定を辞退した者については、転出日、認定取消又は辞退することとなった事由が発生した日までに負担した経費を対象とする。</u></p> <p>カ 学校給食費 略          キ 医療費 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要領は、令和3年8月30日から施行する。</p>	<p>(6) 年度の中途の支給時期          年度の中途に認定をした者（以下「中途認定者」という。）の学用品費、通学用品費の支給上限額は、認定日の属する月の翌月分からの月割りとし、学校給食費は翌月1日以降の食数とする。</p> <p>オ 学校給食費 略          カ 医療費 略</p>
---	---